

令和6年度 保稅事務研修資料 ～保稅非違について～



大阪税関
監視部 保稅總括部門

目次

【参考】大阪税関管内の保税地域の状況

1. 非違基準について …… 3
 2. 近年の保税非違の傾向 …… 4
 3. 保税非違の具体例 …… 8
 4. 非違の未然防止 …… 22
- 令和5年度 通達改正 …… 24

【参考】大阪税関管内の保税地域の状況



✿大阪税関の管轄は大阪府、京都府、和歌山県、奈良県、滋賀県、福井県、石川県及び富山県の8府県に及ぶ

✿大阪税関管内の令和6年1月1日の保税地域種別ごとの数は下記表のとおりである
※該当日に総合保税地域は無い

令和6年1月1日

指定保税地域	保税蔵置場	併設蔵置場	保税工場	保税展示場	合計
15	607	8	28	1	659

1.非違基準について

【48-1 保税蔵置場に対する処分の基準等】

非違の態様	基礎点数
	10件以下
1. 禁止されている行為を行い、若しくは許可又は承認を要する行為について、当該許可又は承認を受けることなく当該行為を行うこと。	3点
2. 税関への届出若しくは報告等又は自主的な記帳を要する行為について、当該届出、報告等又は記帳を怠ること。	2点

加算点数表①

(本表の適用方法)

一の処分を行う場合において、左欄に掲げる者が非違に関与していると認められる場合は、右欄に掲げる点数を加算する。この場合において、複数の者が左欄に該当しているときであっても、加算点数の最も高い1者に係る点数を加算する。

関与者	加算点数
A 被許可者（被許可者が法人である場合は、その役員）	30
B 代理人又は支配人その他の主要な従業者	10

2.近年の保稅非違の傾向

①保稅地域別の非違件数

【全国】【令和3年度～令和5年度】

保稅非違発生件数			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
指定保稅地域	10	4	5
保稅蔵置場	64	41	34
保稅工場	4	9	4
保稅展示場	0	0	0
総合保稅地域	1	0	0
年度別 合計	79	54	43
合計(通報日ベース)	176		

処分実施件数			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
指定保稅地域	0	0	0
保稅蔵置場	10	2	0
保稅工場	0	0	0
保稅展示場	0	0	0
総合保稅地域	0	0	0
年度別 合計	10	2	0
合計(通報日ベース)	12		

2.近年の保稅非違の傾向

②保稅非違の態様

【令和3～5年度】

主な非違態様	非違件数	うち大阪
記帳義務違反(関税法第34条の3等)	124	35
無届収容能力増減・無届工事(関税法第44条)	10	1
未承認蔵入・移入・総保入(関税法第43条の3第1項等)	12	3
保稅地域外蔵置(関税法30条第1項)	9	1
無許可見本一時持出(関税法第32条)	8	2
未承認保稅運送(関税法第63条)	1	0
その他	12	5
合 計	176	47

【令和3～5年度】

記帳義務違反の内訳		
台帳未作成		5
	うちNACCS管理資料取得・保存漏れによるもの	2
	その他台帳未作成	3
記帳漏れ		87
	うち誤搬出による記帳漏れ	65
	うち見本一時持出に関する記帳漏れ	6
	うち貨物取扱に関する記帳漏れ	8
	うちその他記帳漏れ	8
誤記帳		30
	輸出貨物積み残しによる誤記帳	18
	その他誤記帳	12
虚偽記帳		2
合 計		124

記帳項目にかかる規定

【関税法施行令第29条の2】 (記帳義務)

	区分	記帳事項
1号	外国貨物を搬入した場合	貨物の記号・番号・品名・数量、搬入年月日、船名・入港年月日(最初に搬入する保税地域の場合)、保税運送承認番号(保税運送による搬入貨物の場合)
2号	外国貨物につき、関税法第40条の取扱いを行った場合	貨物の記号・番号・品名・数量、取扱いの種類・内容・年月日・変更の内容
3号	蔵入承認又は蔵入承認を受けずに置くことのできる期間の指定を受けた場合	承認・指定の年月日、承認・指定の番号
4号	輸入の許可を受けた場合	貨物の記号・番号・品名・数量、許可年月日・許可番号
5号	輸入許可前引取りの承認(BP承認)を受けた場合	貨物の記号・番号・品名・数量、承認年月日・承認番号
6号	関税法第32条の許可を受けて外国貨物を見本として一時持ち出した場合	貨物の記号・番号・品名・数量、持出期間・持出先・持出年月日
7号	外国貨物を搬出した場合 ※「外国貨物」には、輸出しようとする貨物を含む。	貨物の記号・番号・品名・数量、搬出年月日、搬出についての許可又は承認の年月日・許可書又は承認書の番号、積み込もうとする船舶等の船名・出港年月日(外国に向けて送り出す場合)

非違の態様別内容

非違態様	内 容
<p>記帳義務違反 (関税法第34条の2)</p>	<p>輸出許可済貨物を混載コンテナに積込み、搬出記帳を行ったが、仕向地現地から到着貨物が不足する旨連絡を受け、蔵置場内を確認したところ対象貨物が蔵置されたままになっていることが判明した。</p>
	<p>外装マークの異なる貨物が混在していたが、作業者が対査確認を総り合数で搬入登録を行い通関したため、マークが違う未通関の対象貨物を誤搬出したもの。</p>
	<p>蔵置場内の在庫確認を行ったところ、蔵置貨物が不足していたため調査したところ、区分蔵置が不十分であったことから輸入許可未済貨物を誤搬出したことが判明した。</p>
	<p>輸出許可済貨物のバンニング作業において、作業手順としている荷揃えを総り、また、作業時のダブルチェックも総り、更に作業後の倉庫内確認も総ったことにより、1パレットを積み残した。</p>
<p>保税地域外蔵置 (関税法第30条第1項)</p>	<p>保税取締部門の巡回中、保税地域外に置かれた貨物があったことから、蔵置場担当者に状況を確認したところ、当該貨物は既に通関済であるとのことであったが、保税取締部門が状況確認したところ、保税地域に運び入れないまま搬入登録、申告、許可となったことが判明した。</p>

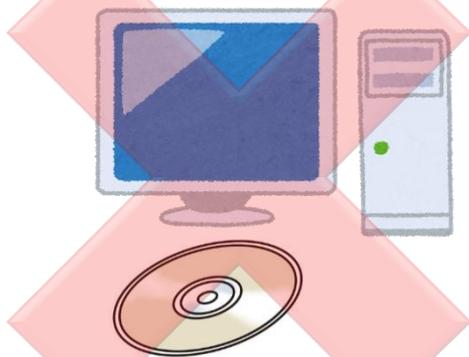
3. 保稅非違の具体例

記帳義務違反(関稅法第34条の2) (NACCS管理資料の保存漏れによる保稅台帳未作成)

保稅業務(記帳)担当者

NACCS

管理資料データの保存



バックアップデータの保存



取出要求



民間管理資料の配信



民間管理資料取出漏れの原因として…

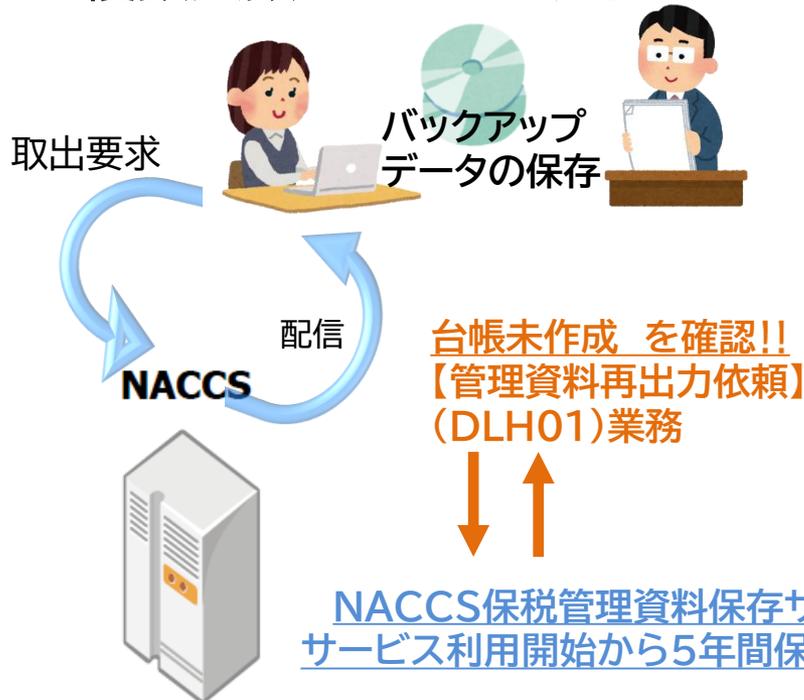
- 😱 取出要求が必要なことを認識していなかった
- 😱 前任者から申し送りを受けていなかった

3. 保稅非違の具体例

記帳義務違反(関税法第34条の2) (NACCS管理資料の保存漏れによる保稅台帳未作成)

取得・保存漏れの対策 ~管理資料複数人数によるチェック体制の構築~

取出要求作業・バックアップ作業
を複数人数でチェックする



		G01	G02	G05	担当者	確認者
○月○日(月)	取出	○	/	/	植田	船井
	バックアップ	○	/	/	植田	船井
○月△日(火)	取出	/	○	○	植田	船井
	バックアップ	/	○	○	植田	船井
×月×日(月)	取出	/	/	/		
	バックアップ	/	/	/		
×月◎日(火)	取出	/	/	/		
	バックアップ	/	/	/		

3. 保税非違の具体例

記帳義務違反(関税法第34条の2) (誤記帳の確認、電子データの入力漏れ)

管理資料G02: 輸出貨物搬出入データ(訂正)

	A	B	C	D	E	F
1	(出力共通項目)					
2	99999999	X	XXXXX			
3	輸出貨物搬出入データ					
4	搬入日	搬入時刻	搬出日	搬出時刻	搬出取消日	貨物管理番号
5	99999999	XXXX	20220110	XXX	99999999	XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3)
6	99999999	XXXX	20210110	XXX	99999999	XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3)
7	99999999	XXXX	20220110	XXX	99999999	XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3)
8	※明細数分繰り返す					

輸出貨物の搬出日に注意

搬出日
20220110
20210110
20220110

管理資料G05: 貨物取扱等一覧データ(追記)

	L	M	N	O	P	Q	R	S
1								
2								
3								
4	終了時刻	個数	個数単位	数量	数量単位	仕分数	仕合数	見本持出日
5	XXXX	ZZZZZZZ9	XXX	ZZZZZ9.999	XXX	Z9	Z9	20221010
6	XXXX	ZZZZZZZ9	XXX	ZZZZZ9.999	XXX	Z9	Z9	
7	XXXX	ZZZZZZZ9	XXX	ZZZZZ9.999	XXX	Z9	Z9	20221011

見本持出日入力に注意

見本持出日
20221010
20221011

3. 保税非違の具体例

記帳義務違反(関税法第34条の2) (見本持出に関する記帳漏れ)

見本持出に関する記帳漏れの対策

①見本持出許可書への持出日の記載

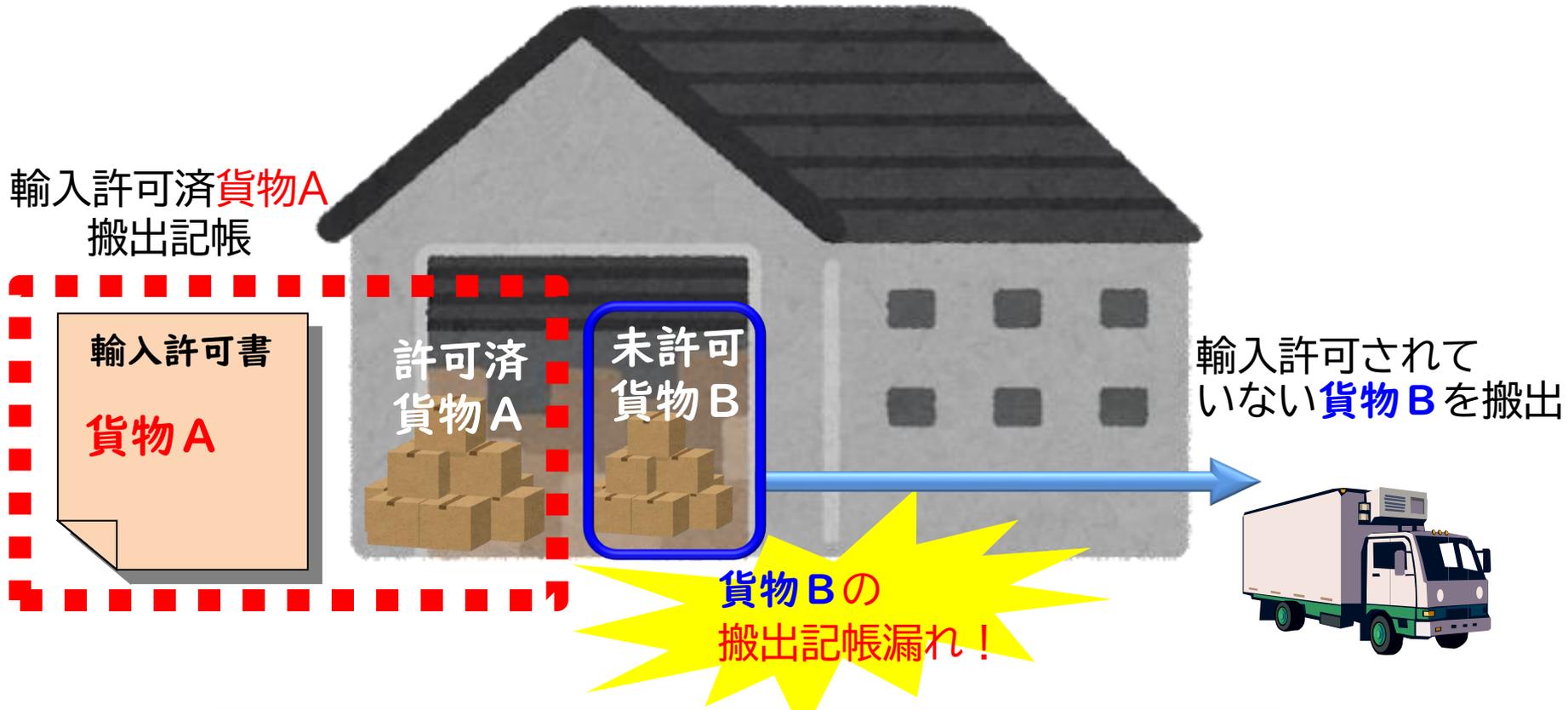
- 見本持出許可書もしくは見本持出許可通知情報に搬出年月日と確認担当者名を記載することで見本が持ち出されたという記録を残る。
- この記録をもとに保税台帳への記帳やNACCSの見本持出確認登録を行う。

②保税台帳(管理資料)の確認

- 保税台帳の内容をあらためて確認する
- データ漏れ確認の際に空欄になっていないか確認する
- 確認の具体的な方法としては、見本持出許可書・見本持出許可情報の確認、見本持出確認 登録業務により配信される処理結果通知情報の確認、ICG等 の確認が考えられる。

3. 保税非違の具体例

記帳義務違反(関税法第34条の2) (誤搬出による記帳漏れ)



輸出の場合、輸出許可済貨物の誤搬出による積み残しが発生した場合、誤記帳という非違になる事例も多い

3. 保税非違の具体例

記帳義務違反(関税法第34条の2) (誤搬出による記帳漏れ)

誤搬出の原因と対策

①さし札や区分蔵置等の貨物管理に問題があった。



さし札の貼り間違いがないよう、さし札添付の際の対査を徹底すること！
(特に似たような外装・品名の貨物は注意)

似たような外装や荷姿の貨物は近くの場所
にできるだけ蔵置しないようにすること！

さし札に許可済みである旨の表示を行うこと！

3. 保税非違の具体例

記帳義務違反(関税法第34条の2) (誤搬出による記帳漏れ)

誤搬出の原因と対策

書類と貨物の対査作業に誤りがあった。



搬出の根拠となる**許可書・承認書**等そのものとの対査を行うこと！

(社内伝票や荷主からのオーダーとの対査では不確か)



似たような数字・記号のある貨物は**複数人数**による読み上げを行うこと！



対査する書類をきちんと整理・保管すること！

3. 保税非違の具体例

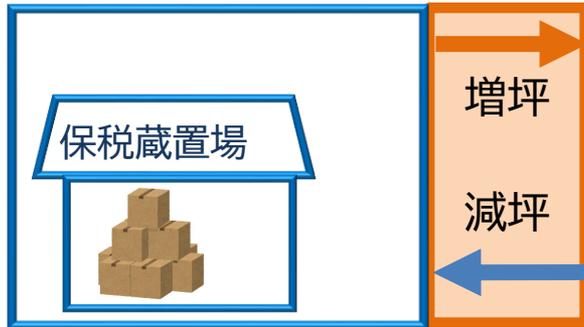
無届收容能力増減・無届工事(関税法第44条)

関税法第44条

保税地域の増坪、減坪は許可内容を変更するもの。

- ➡税関取締、許可の要件への影響
- ➡許可手数料の変更

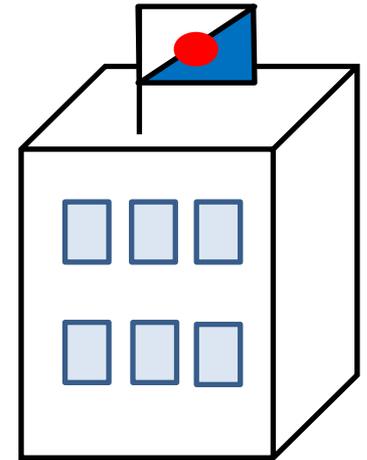
貨物收容能力
増減等の届
(C-3160)



①貨物收容の能力(面積)の増減(増坪、減坪)



②改築・移転・その他の工事



税 関

3. 保税非違の具体例

無届収容能力増減・無届工事(関税法第44条)

A社が許可を受けている保税蔵置場における保税業務をB社に委託する場合は、A社が保税業務に実質的に関与し、その責任を全うできる体制にななければならない。

- 蔵置する貨物の受寄託契約は保税蔵置場被許可者であるA社によって締結されている。
- CPにおける総合責任者や貨物管理責任者等がA社の従業員である。
- 保税地域に関してA社が行うこととされている税関手続が、A社の名により行われる。

A社 保税蔵置場



A社保税蔵置場において業務委託先B社に蔵置貨物の管理等を丸投げするような状態は認められません。

また、保税地域の一部を賃貸する場合には、その場所を減坪し許可面積から外します。



3. 保税非違の具体例

無届収容能力増減・無届工事(関税法第44条)



許可手数料に影響のない増減坪を伴わない工事については、届出の必要性が認識されにくい。

- (例) ・事務所の設置
・フェンスの設置や撤去
・設備工事

いずれも許可要件や貨物管理への影響が考えられる

単なる補修工事、あるいは現状の変更が軽微であり、かつ、面積に変更がないような工事は届は不要ですが、勝手なご判断はなさらず、まずは税関にご相談ください。

貨物収容能力
増減等の届
(C-3160)

3. 保税非違の具体例

保税地域外蔵置

関税法第30条第1項

外国貨物は保税地域以外の場所に置くことができない。

- (例外) ■ 難破貨物
■ 他所蔵置許可貨物
■ 特定郵便物 等

許可面積を正しく把握しておいてください。面積の変更を届出た後は、作業員へ周知徹底。保税のエリアを間違えないように表示をしてください。

- ▶ 看板を設置する
- ▶ 床にラインを引く(許可面積部分の表示)



3. 保税非違の具体例

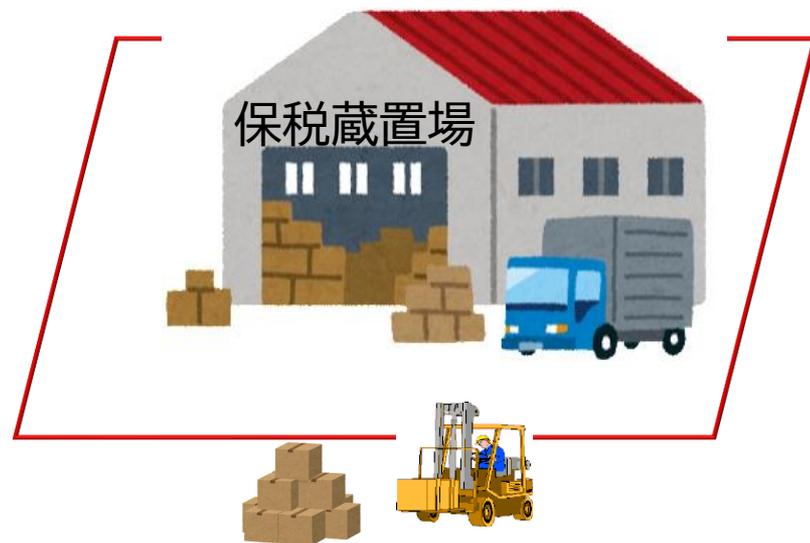
保税地域外蔵置

輸入未許可貨物を許可済み貨物
と誤認した



さし札に許可済みである旨の表示を行う等許可済み貨物と未許可貨物の区分を明確にすること！

保税地域以外の場所に仮置き
したまま放置していた

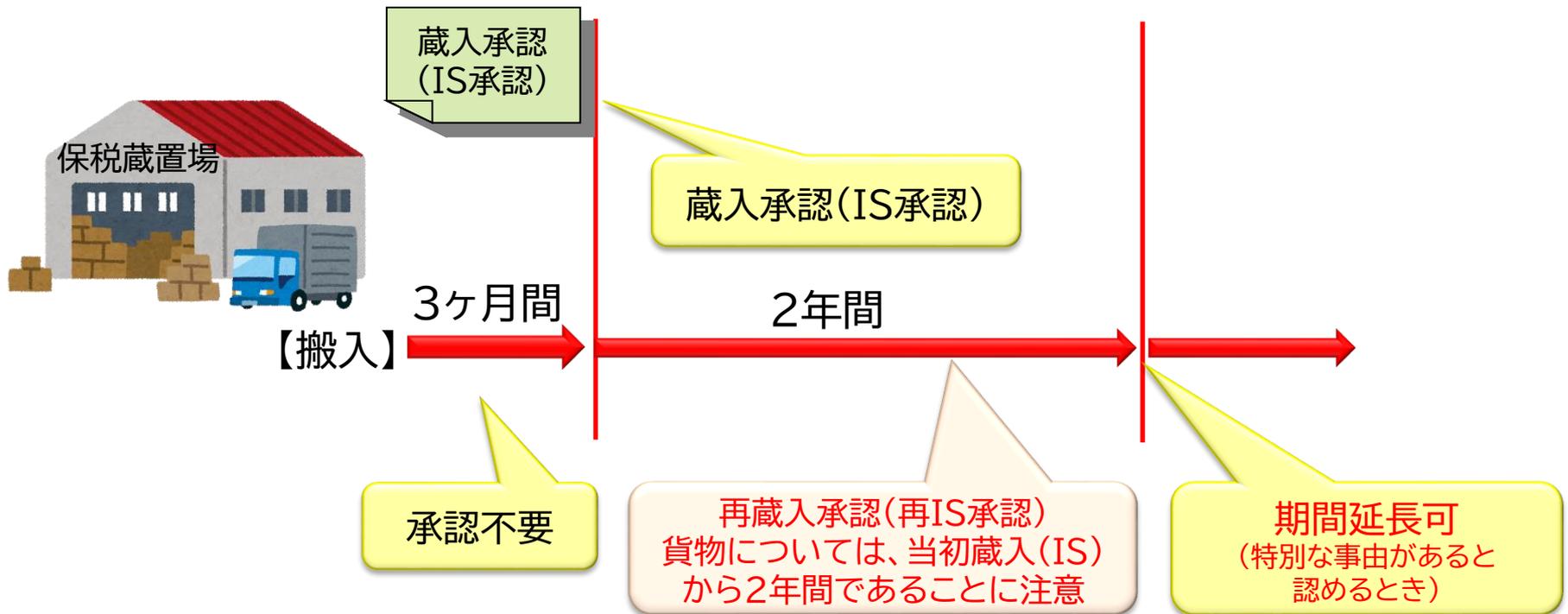


仮置きすること自体は問題ないが、当該作業が終了したら許可取得場所に必ず移すこと！

3. 保税非違の具体例

未承認蔵置(関税法第43条の3)

保税蔵置場に搬入してから3ヶ月を超えるまでに蔵入承認を受けなければならない。



3. 保税非違の具体例

未承認蔵置(関税法第43条の3)

在庫状況の日常的な確認【貨物在庫状況照会】

できるだけ頻繁に在庫状況の確認を行う！

【海上】IWS業務(貨物在庫状況照会)、
【航空】IWI業務(保税蔵置場在庫状況照会)
による搬入年月日の確認

管理資料による確認

【海上】G10長期蔵置貨物情報(民間用)月報(毎月2日)
【航空】T15長期蔵置貨物データ(民間用)月報(毎月1日)

蔵入承認を受けるのは荷主(代行する通関業者)ではあるが、貨物管理者には適正な手続遂行をしようとする義務がある。

何ら手続なく3か月が経過してしまうことがないよう、荷主とこまめに連絡を取り、対処が難しいと思われる場合は早めに税関にご相談ください。

4. 非違の未然防止



1. 非違の早期発見と及び速やかな修正・改善

記帳ミス等の早期発見

内部監査により、業務処理ミスを発見し、修正を行う

- 記帳内容の確認(記帳漏れ・誤記帳)
- 蔵置場外への貨物の放置
- 社内研修の実施状況を確認

速やかな修正・改善

確認された事項は、直ちに修正・改善を行う。

- 記帳漏れ、誤記帳は、**直ちに修正**
- 蔵置場外への蔵置は、**直ちに移動**
(NACCS管理資料の保税台帳は、管轄税関に連絡し、必要な措置を行う。)
- 社内研修の未実施は、**直ちに実施**

速やかに税関へ連絡をすることでそれが非違になったとしても

- 自主的な申し出
- 迅速な再発防止策の構築



処分の免除・軽減

4.非違の未然防止

2. 従業員の意識及び能力の維持・向上



- ◆社内研修等への積極的な参加
 - 法令、CPに基づく手続きの再確認
 - 委託先企業の従業員も研修の受講対象
(業務手順や法令等の知識を共有)

- ◆周知事項の徹底
 - 法令や制度改正、税関からの指導事項等の周知徹底
 - 非違や業務ミス等を他の関係部署へも共有

基本動作の徹底 が非違を未然に防ぎます。
今一度、法令や基本通達、CP(手順書)を順守しているか
確認しましょう！

令和5年度通達改正

税関 Japan Customs

▼ 本文へ | 文字サイズ 標準 拡大 | English

▶ サイトマップ

税関・税目について | 全国の税関 | お問い合わせ | 密輸情報提供

法令・政策等について調べたい

水際の実務について調べたい

貿易統計について知りたい

AEO制度について調べたい

海外旅行の手続きを知りたい

輸出入・保税の手続きを調べたい

品目分類について調べたい

EPA/原産地規則について知りたい

関税評価を調べたい

税関手続FAQを確認したい

輸出入・保税の手続きを調べたい

輸出入の手続きトップ > 品目分類及び税率 > 原産地規則認定 >

関税評価 (課税価格) > 個人通関の取扱い > **保税ポータル** >

× 閉じる

お知らせ	2024年7月1日	【お知らせ】 保税制度をご利用されているみなさまへ
	2024年7月1日	【お知らせ】 保税地域における工事の際の手続きについて
	2024年6月14日	「国際物流の動向を踏まえた保税制度のあり方について」を公表しました

保税制度をご利用されているみなさまへ

1 「国際物流のあり方を踏まえた保税制度のあり方について」を公表しました！



保税の制度・運用の見直しを進めるため「国際物流の動向を踏まえた保税制度のあり方について」を2024年6月14日にとりまとめ、公表しました。とりまとめに基づき、今後様々な施策を検討・推進して参ります！詳しくは、税関HP内の[保税ポータル](#)をご覧ください。

2 保税制度の利便性向上を図るための運用の見直しを行いました！



保税制度の利便性向上を図るため、[関税法基本通達等の改正](#)（2024年7月1日施行）を行いました。詳しくは、税関HP内の[所管法令等](#)をご覧ください。

運用の見直しを行った主な事項

- **工事の協議・届出対象の明確化**
 - 保税地域における工事について、税関に協議や届出を行って頂く必要があるものを整理しました。また、災害復旧等のため緊急を要する工事を行う場合、税関に事前に連絡の上で工事に着手することができるようになりました。
- **保税台帳のバックアップ・データの保存方法の平準化**
 - 保税台帳の保存を電子データにより行う場合のバックアップ・データの保存方法について、クラウドサービス等を利用することができるよう、運用を平準化しました。
- **保税運送時の「申告価格」の省略対象の拡大**
 - コンテナ詰貨物や仮陸揚貨物の保税運送について、保税地域の被許可者や貨物管理者、通関業者、船会社等が申請を行う場合は、「申告価格」の記載を省略できるようになりました。
※NACCSの入力方法については、NACCSセンター掲示板をご確認ください。
- **保税地域の延べ面積の算定方法の簡素化**
 - 保税地域の許可等の際に必要な延べ面積の算定について、蔵置場の図面や不動産登記の際に作成した図面を活用できるようになりました。
- **航空貨物の保税運送における帳票の省略**
 - 航空貨物の保税運送について、印刷した帳票[※]の携行が不要となりました。
※ 包括保税運送の個別運送における「SLIP FOR TRANSPORTATION」等

※上記は概要です。詳細な規定等は、税関HPに掲載の関税法基本通達等もご覧ください。

保税地域における工事の際の手続きについて ～保税蔵置場等の被許可者の皆様へ～

保税蔵置場等（保税蔵置場・保税工場・保税展示場・総合保税地域）における貨物管理等に影響を及ぼす工事を行う際は、**税関への届出**が必要です。

このたび、関税法基本通達等を改正（2024年7月1日に施行）し、**税関への届出が不要となる工事を明確化**しました。

届出が必要な工事の例

① 外国貨物等の管理、保管に関する設備を変更する工事

（具体例）

- ・ タンクの設置、移設、撤去工事
- ・ ラックや什器の設置、移設、撤去工事
- ・ 保冷設備や定温設備の設置、移設、撤去工事
- ・ 荷役機械の設置、移設、撤去工事
- ・ 上記の工事が付随的に発生する耐震工事や補強工事、配管工事等

② 外国貨物等の保全のための措置の内容を変更する工事

（具体例）

- ・ 保税蔵置場等のフェンス、障壁、照明装置の設置、移設、撤去工事
- ・ 保税蔵置場等の出入口、窓、その他侵入が可能な部分に対する施錠その他の措置（監視カメラ、その他の機械警備を含む。）の実施、変更に係る工事、撤去工事
- ・ 保税蔵置場等の門扉、シャッターの更新工事

③ 保税蔵置場等の面積に変更を生じる工事

届出が必要な工事も、災害復旧等のため緊急を要する場合は、税関に事前に連絡の上、工事に着手後に届出することができるようになりました。



例示以外の工事で、届出の判断に迷う場合には最寄りの税関窓口（保税担当）までお問い合わせください。

届出が不要な工事の例

① 塗装、ライン引き、屋根・壁面等の補修

（具体例）

- ・ 壁面の塗装、摩耗したラインの引き直し
- ・ 雨漏りが発生した屋根及び^{ひさし}庇の補修

② 設備の維持管理のための保守点検

（具体例）

- ・ 保税蔵置場等に設置された設備（エレベーターや配電盤、消防設備等）の定期点検

③ 機器の交換

（具体例）

- ・ 蛍光灯、電球等の消耗品の交換
- ・ 故障した設備の部品交換作業

大阪・関西万博に向けたテロ対策

万博に対するテロの脅威

- 万博の開催時（令和7年4月13日～同年10月13日）においては、世界中から多数の来場者が見込まれ様々なテロ行為が懸念
- イスラエルとハマスの衝突など混沌とした世界情勢の中、テロの脅威は高まっている状況
- 万博史上初めて四方を海で囲まれた人工島での開催であり、開催期間中においても大阪港へ入出港する船舶が会場周辺の海域を航行するなど留意すべき事項が多数存在



提供：2025年日本国際博覧会協会

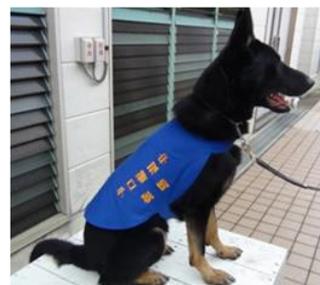
テロ対策の強化

税関における主な取組み

- 関係業界及び関係機関との連携・協力（情報提供依頼等）
- 不正薬物・爆発物探知装置等の取締・検査機器の活用
- 監視艇による警戒強化や爆発物探知犬による見せる取締り



監視艇による警戒強化
（「テロ警戒中」の横断幕
を掲げた巡回の実施）



爆発物探知犬の活用
（「テロ警戒中」のビブスを着用
した検査の実施）

不正薬物・爆発物探知装置

